

「介護予防・日常生活支援総合事業」
第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鈴鹿亀山地区広域連合指定 第24A0300368号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」「事業対象者」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 経営法人
2. 事業所の概要
3. 営業日及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. サービスの内容
6. 利用料金
 - (1) 利用料
 - (2) 交通費
 - (3) キャンセル料
 - (4) その他
7. サービスの利用について
 - (1) サービスの利用開始
 - (2) サービスの終了
8. 緊急時の対応について
9. 個人情報の保護
10. サービスに関する苦情

介護予防訪問介護事業所 重要事項説明書

1 経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
- (2)所在地 鈴鹿市神戸地子町383番地の1
- (3)電話番号 059-382-5971
- (4)代表者 会長 亀井 秀樹
- (5)設立年月日 昭和45年 2月10日

2 事業所の概要

- (1)指定介護予防訪問介護事業 平成 30年 4月 1日指定
鈴鹿亀山地区広域連合指定 24A0300368号
- (2)事業の目的 介護保険制度に基づき、利用者が要支援者認定を受けた場合において、可能な限り居宅にて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援を行うことを目的とする。
- (3)事業所の名称 介護予防訪問介護事業所「鈴鹿社協」
- (4)事業所の住所 鈴鹿市神戸地子町383番地の1
- (5)電話番号 059-382-8200
- (6)管理者氏名 古市 真弘
- (7)運営方針
 - ①利用者の意思及び人格の尊重
 - ②利用者による自由なサービスの選択
 - ③利用者自立の視点
 - ④利用者の主体的な参加
 - ⑤公正中立の立場の厳守以上を運営方針としサービス提供を行います。
- (8)事業実施地域 鈴鹿市・亀山市
- (9)開設年月日 平成 18年 4月 1日
- (10)同一法人が行う他の事業
 - ①指定訪問介護事業 三重県指定番号 2470300027 号
 - ②指定居宅介護支援事業 三重県指定番号 2470300027 号
 - ③指定障害訪問介護事業 三重県指定番号 2410300137 号

3 営業日及び営業時間

365日(土・日・祝含) 7時00分～21時00分

4 職員の配置状況

令和7年4月1日

	資 格	人 数
管 理 者		1 名
サービス提供責任者	介 護 福 祉 士	5 名
訪問介護員	介 護 福 祉 士	5 名
	ホームヘルパー研修1級修了者	1 名
	ホームヘルパー研修2級修了者	2 名

5 サービスの内容

(1)介護予防訪問介護

介護予防訪問介護の支援内容は、買い物・調理・掃除・洗濯等です。利用者と一緒にすることが基本となります。(※ご家族の食事の用意・掃除・洗濯等はいりません)

6 利用料金

(1)利用料

サービスを利用する場合は、原則として料金表「基本料金」の1割から3割が自己負担となります。

※【契約書別紙】料金表参照

1週あたりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度		1月につき	1,176 単位
	1週に2回程度			2,349 単位
	1週に2回を超える程度			3,727 単位
1月あたりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当		1回につき	287 単位
	生活援助中心	①20分以上45分未満		179 単位
		②45分以上		220 単位
	短時間の身体介護中心			163 単位

※制度の改正等により単位数が変更になった場合は文書により通知します

*事業者へ支払われるサービス費は訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ(合計単位数×22.4%)、地域区分加算(×10.42円)を乗じた額となり、1割から3割が利用者負担となります。

*サービス提供責任者が契約月に初めて支援を行った場合、並びに2ヶ月間のご利用がなかった場合、初回加算として200単位/月が加算となります。

*保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなっている場合、定額の利用料金全額をご負担いただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を鈴鹿市の窓口に提出すると後日払い戻しを受けることができます。

(2)交通費

事業実施地域(鈴鹿市・亀山市)にお住まいの方は無料です。

事業実施地域以外の方はヘルパーが訪問するための交通費が実費になります。

(自動車使用の場合、通常の事業実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき20円実費)

(3)キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。(連絡先:(059)382-8200)

① ご利用の前日までにご連絡いただいた場合	無 料
② ご利用の前日までにご連絡がなかった場合	1,000円

*特別な理由の場合はこの限りではありません。

(4)その他

①利用者宅でサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用、また業務を行うために必要な消耗品等の費用は利用者負担となります。

②料金のお支払い方法

利用料金のお支払いは、原則として口座引落の方法でお願いします。毎月20日までに前月分の請求をし、当月26日に料金を振替えさせていただきます。なお、口座引落の代行業務を三井住友カード株式会社に委託します。他のお支払い方法を希望される場合は別途、相談させていただきます。

7 サービスの利用について

(1)サービスの利用開始

- ・利用者と契約の上、介護予防訪問介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。
- ・訪問時は手洗いや消毒を行い、感染症等のまん延防止に努めます。また、室内換気にご協力ください。
- ・感染症等の流行時にはマスクの着用をお願いすることがあります。
- ・必要に応じて予防着やフェイスシールドを着用して支援を行う場合があります。
- ・ヘルパー訪問にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。
- ・利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮します。
- ・利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、サービス担当責任者や相談窓口等に遠慮なくご相談ください。

(2)サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

契約終了希望日の1週間前までに文書で通知することにより解約することができます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険施設等に入所した場合
- ・要介護認定区分が非該当(自立)もしくは要介護1以上の認定をされた場合
- ・死亡した場合

④その他

利用者やご家族などが当事業所やヘルパーに対し、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、もしくはサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず

わらず60日以内に支払わない場合は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

8 緊急時の対応について

①ヘルパーは、サービス提供中に利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やか事業所へ連絡し、事業所はその家族や関係機関への連絡を行います。

また、ヘルパーは必要に応じて救急車を要請し、到着までの対応を行います。救急車への同乗はできませんのでご了承ください。

②ヘルパーは、サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、必要により利用者の避難等を行うとともに事業所へ連絡し、その指示に従います。

③事業者は、上記の対応及びサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者、その家族に連絡を行うとともに必要な措置を行い、その内容を記録します。

病 院 名			主治医名	
			連絡先	
ご 家 族	氏 名			
	連絡先			

※訪問介護緊急連絡 080-3537-5594

9 個人情報の保護

利用者及び家族の個人情報の取り扱いについては、「鈴鹿市社会福祉協議会個人情報保護F規定」に基づき慎重に取り扱いいたします。但し、業務の円滑な実施(サービス担当者会議・ケース会議等)のため他のサービス機関と個人情報を共有する場合には、事前に「個人情報提供同意書」を取り交わし、同意を得た上で行います。

10 サービスに関する苦情

①当事業所の介護予防訪問介護に関する相談・苦情及び介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情は下記までご連絡ください。

苦情・相談受付担当者	鈴鹿市社会福祉協議会 野村 浩美 ・ 田邊 あき江
電 話	(059)382-5233 月～金 8:30～17:15

②当法人では、公平な立場で苦情等をお聞きする第三者委員を選任しておりますので直接下記の方に申し立てることもできます。

第三者委員	徳山 貴秀 氏
電 話	(059)383-2100
第三者委員	采翠 隆道 氏
電 話	(059)378-8774

③当事業者以外に市町村等の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

窓 口	鈴鹿亀山地区広域連合
電 話	(059)369-3201
窓 口	三重県健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係
電 話	(059)222-4165

令和 年 月 日

介護予防サービスの提供開始にあたり、利用者に対し本文面に基づいて重要事項の説明をいたしました。

<事業者>

所在地 鈴鹿市神戸地子町383番地の1

事業者名 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
介護予防訪問介護事業所「鈴鹿社協」

説明者

印

私は、本書面により事業者から介護予防サービスについて重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住 所

氏 名

印

<代理人>

住 所

氏 名

印